

つくば市妊産婦電子タクシーチケット 利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、つくば市が実施するつくば市妊産婦タクシー利用費助成事業（以下「当事業」といいます。）を利用する方（以下「対象者」といいます。）の当事業の利用に関して適用されます。

(事業目的)

第2条 当事業は、つくば市が、タクシー料金 (<https://go.goinc.jp/price> に定める) 等（以下同じ）に充当可能な電子タクシーチケット（以下「電子チケット」といいます。）を対象者に交付し、妊婦健康診査、出産に伴う入退院、産婦健康診査、流産・死産等の処置に伴う通院等の際に利用したタクシー利用料金を助成するものです。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」）は、次の各号のいずれにも該当する妊産婦とします。

- (1) 助成金の交付を受けようとするタクシーの利用の日（以下「タクシー利用日」といいます。）において、つくば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳（以下「住民基本台帳」といいます。）に記録されている者
- (2) タクシー利用日において、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定による母子健康手帳の交付を受けている者

(利用状況の報告)

第4条 対象者は、電子チケットの適正な使用状況の確認のために、電子チケットの利用状況について、アプリ提供元からつくば市に報告されることに同意するものとします。

(利用に当たっての事前準備)

第5条 当事業を利用するためには、対象者について、つくば市長が別に指定するスマートフォン用のタクシーアプリ「GO」（以下「アプリ」といいます。）のダウンロード及びアプリへのクレジットカードの登録が必要です。アプリのダウンロード及びアプリへのクレジットカードの登録ができない方は、当事業を利用できません。

2 対応可能なクレジットカードブランドは、以下のとおりです。

- (1) Visa
- (2) Mastercard

(3) JCB

(4) AMERICAN EXPRESS

(5) Diners Club

3 スマートフォンのアプリ利用における推奨環境は、以下のとおりです。なお、推奨環境を満たしていない場合は、アプリをご利用いただけない可能性があります。

(1) 推奨 OS : iOS17 以降又は Android11 以降

(2) インターネットにアクセスできること

(3) GPS を搭載していること

(利用規約等への同意)

第6条 アプリ及び電子チケットの使用に当たっては、アプリ提供元が定める利用規約及びプライバシーポリシーに同意する必要があります。

2 対象者は、電子チケットの使用日時、乗車地及び降車地情報が、アプリ提供元からつくば市に提供されることに同意する必要があります。また、電子チケットの使用内容に関して疑義が生じた場合、つくば市が、使用実態の調査に必要な情報を、アプリ提供元から受領し、つくば市が使用実態の調査を行う場合があることに同意するものとします。

(電子チケットの内容)

第7条 電子チケットは、20,000 円を上限として、次の各号のいずれかの電子チケットが交付されます。

(1) 電子チケット区分が 2,000 円の場合

1 回の妊娠につき、1 枚 2,000 円の助成券を 10 枚一括して交付します。(1 回の乗車につき 1 枚使用可能)

(2) 電子チケット区分が 4,000 円の場合

1 回の妊娠につき、1 枚 4,000 円の助成券を 5 枚一括して交付します。(1 回の乗車につき 1 枚使用可能)

(3) 電子チケット区分が 5,000 円の場合

1 回の妊娠につき、1 枚 5,000 円の助成券を 4 枚一括して交付します。(1 回の乗車につき 1 枚使用可能)

2 電子チケットの有効期限は、申請者が出産前に事前の届出等をする場合は、当該出産に係る分娩予定日の 8 週間後まで、申請者が出産前に事前の届出等をする場合において、流産・死産等により妊娠継続が終了している場合には、当該妊娠継続が終了した日の 8 週間

後まで、申請者が妊娠継続終了後に事前の届出等をする場合は、当該妊娠継続が終了した日の8週間まで、申請者が住民基本台帳から除票された場合には、当該除票日の前日までとなります。ただし、有効期限を経過した電子チケットを使用することができません。

(事前の届出等及び交付決定)

第8条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、タクシー利用日より前に次に掲げる事項のうち、第1号及び第2号について届出を行い、第3号及び第4号について同意をする必要があります。(以下、「事前の届出等」といいます。)

- (1) 申請者の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス及び妊娠届出日又は転入手続日
- (2) 乗降予定場所、利用を希望する電子チケット区分
- (3) 助成金の交付の審査に際し、対象者の状況について、公簿等により確認すること
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による事前の届出等があった場合は、必要な審査をし、適当と認めるときは、市長が対象者に事前登録した電子メールで電子チケットのURLを送付する方法により、交付します。

3 交付の可否について、対象者に確認を行い、要件を満たさないと判断した場合は、交付対象でない旨を電子メールで通知するものとします。

4 事前の届出等の後又は交付後に、特段の事情により乗降予定場所が変更になった場合は、すみやかにつくば市に報告するものとします。

(電子チケットの使用)

第9条 対象者は、電子チケットを使用するときは、アプリにより、タクシーを注文する際及び流しで乗車する際に、電子チケットによる支払いを選択することにより使用するものとします。

2 前項の規定により電子チケットを使用する場合において、その券面額がタクシー料金の全額を超えるときであっても、対象者は、その差額を受け取ることはできないものとします。

3 電子チケットは、チケットコードをアプリに登録し、アプリを使用してタクシー乗車料金の清算を行う際に使用できます。電子チケットは、タクシー料金等について充当することができます。

4 チケットコードは、申請者本人に限り、使用できるものです。妊産婦本人以外の者が誤ってアプリに登録した場合であっても、チケットコードを再発行することはできません。

5 電子チケットの上限金額を超えたタクシー料金等については、現にタクシーを利用した対象者の負担となり、アプリに登録したクレジットカードでの支払いとなります。なお、誤って別途手配料が発生するサービスを利用した場合や交通事情等で通常のタクシー乗車料金より高額になった場合でも、上限金額を超えた場合には、現にタクシーを利用した対象者の負担となります。

6 アプリ提供元が定めるキャンセルポリシーに則ってキャンセル料が発生した場合にも電子チケットが充当されます。電子チケットが充当されると当該チケットは使用済みとなり、その後は使用できません。また、電子チケットの再発行はできませんのでご注意ください。

7 1回の乗車につき1枚（1つのチケットコード）のみ利用可能です。複数枚の併用はできません。

8 電子チケットが使用可能なタクシー会社は、アプリからご覧ください。ただし、アプリを使用せずに配車依頼をする場合、手配料金について電子チケットの使用が可能かどうか対象者自身で必ずご確認ください。

（電子チケットの残額）

第10条 1回の乗車におけるタクシー料金等が電子チケットの上限額に満たない場合でも、その差額に当たる金額を、金銭その他経済的価値へ交換または交付することはできません。

（アプリ利用の注意事項）

第11条 アプリを使用することで配車が確実に行われるものではありません。

2 アプリを介さずに注文を依頼することは差し支えありません。ただし、電子チケットを使用してのタクシー料金等を清算するためにはアプリを利用する必要があります。

（目的外使用）

第12条 対象者は、電子チケットの使用に当たっては、次に該当する行為をすることを禁じます。

- (1)電子チケットを他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供すること
- (2)電子チケットを偽造し、又は改変すること
- (3)電子チケットの交付の決定が取り消された後に電子チケットを使用すること
- (4)その他利用目的を外れ、不正な目的をもって使用すること

2 市長は、偽りその他不正な手段によって電子チケットの交付を受け、又は不正に電子チケットを使用した者に対し、当該電子チケットにより助成金の交付を受けた金額の一部または全額について支払を求める場合があります。

(免責)

第 13 条 当事業の利用によってタクシーの配車が保証されるわけではありません。配車されなかったことで対象者及び電子チケット使用者に生じたいかなる損害についても、つくば市及びアプリ提供元は一切責任を負いません。

2 当事業の電子チケットを使用した送迎中に起こった交通事故について、つくば市及びアプリ提供元は一切責任を負いません。

(その他)

第 14 条 本規約に定めのない事項についてはつくば市が決定するものとします。